## 宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

(趣旨)

第一条 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和三十六年法律第百九十一号。以下「法」という。)の施行については、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和三十七年政令第十六号。以下「政令」という。)及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(昭和三十七年建設省令第三号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(身分証明書及び知事の許可証の様式)

第二条 法第七条第一項及び第二項に規定する身分を示す証明書は、第一号様式によるものとし、同項に規定する知事の許可証は、第二号様式によるものとする。

(工事の許可の申請書の添付書類)

- 第三条 省令第七条第一項第十二号及び第六十三条第一項第二号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。
  - 一 申請に係る土地の地籍図
  - 二 申請に係る土地の面積求積図(縮尺二千五百分の一以上のもの)
  - 三 盛土又は切土をする土地の面積求積図 (縮尺二千五百分の一以上のもの) 及び土量計算書
  - 四 排水施設構造図 (縮尺五百分の一以上のもの)
  - 五 放流先水路構造図(縮尺五百分の一以上のもの)
  - 六 排水流域図 (縮尺五十分の一以上のもの) 及び流域計算書
  - 七 許可を受けようとする者が個人であるときは、直近三年間の所得税の納税証明書
  - 八 許可を受けようとする者が法人であるときは、直近三年間の法人税の納税証明書及び 事業経歴書
  - 九 工事施行者の登記事項証明書(工事施行者が法人である場合に限る。)及び事業経歴 書並びに工事施行者が建設業法(昭和二十四年法律第百号)第三条第一項の許可を受け ていることを証する書類
  - 十 法第十二条第二項第四号又は第三十条第二項第四号の規定により同意を得た者の印 鑑証明書

- 十一 申請に係る土地の登記事項証明書
- 十二 その他知事が必要と認めるもの
- 2 省令第七条第二項第十号及び第六十三条第二項第二号の規則で定める書類は、前項各号 (第六号を除く。)に掲げる書類とする。

(工事着手等の届出)

- 第四条 法第十二条第一項又は第三十条第一項の許可を受けた者は、次の各号に掲げる場合 に応じ、当該各号に定める届出書により、速やかに知事に届け出なければならない。
  - 一 工事に着手した場合 工事着手届 (第三号様式)
  - 二 工事を一月以上休止し、若しくは休止した工事を再開し、又は工事を廃止しようとする場合 許可に係る工事休止(再開・廃止)届(第四号様式)

(技術的基準の強化又は付加)

- 第五条 政令第二十条第二項(政令第三十条第二項において準用する場合を含む。以下同 じ。)の規定により強化し、又は付加する技術的基準は、次のとおりとする。
  - 一 政令第十二条の規定により擁壁の裏面に設置する透水層は、その裏面の全面に設置すること。ただし、擁壁に接続する地盤が切土であって軟岩(風化の著しいものを除く。) 以上の硬度を有する場合又は知事が擁壁の損壊等のおそれがなく、特に必要がないと認めた場合においては、この限りでない。
  - 二 谷筋又はわき水のある斜面において切土又は盛土を行う場合においては、地下排水暗渠(きよ)、堅溝等を設置し、かつ、必要に応じてすべり止め工、えん提工等を設置すること。
- 2 知事は、前項各号に掲げる基準のみによって、宅地造成等に伴う崖崩れ又は土砂の流出 の防止の目的を達成し難いと認める場合には、別に必要と認める技術的基準を定めるもの とする。

(協議に係る提出書類)

- 第六条 法第十五条第一項の規定により宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事について協議をしようとする者又は法第三十四条第一項の規定により特定盛土等に関する工事について協議をしようとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書(第五号様式)に、省令第七条第一項第一号から第十一号まで(第七号から第九号までを除く。)に掲げる書類及び第三条第一項各号(第七号及び第八号を除く。)に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。
- 2 法第十五条第一項又は第三十四条第一項の規定により土石の堆積に関する工事につい

て協議をしようとする者は、土石の堆積に関する工事の協議申出書(第六号様式)に、省令第七条第二項第一号から第九号まで(第五号から第七号までを除く。)及び第三条第二項の書類(同条第一項第七号及び第八号に掲げる書類を除く。)を添付して知事に提出しなければならない。

3 知事は、前二項の規定による協議が成立したときは、速やかにその旨を当該協議を行っ た者に通知しなければならない。

(軽微な変更の届出)

- 第七条 法第十六条第二項又は第三十五条第二項の規定による届出をしようとする者は、次 の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める届出書により、知事に届け出なければなら ない。
  - 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所を変更した場合 工事主(設計者・工事施行者)変更届(第七号様式)
  - 二 工事の着手予定年月日又は完了予定年月日を変更した場合 着手予定年月日(完了予定年月日)変更届(第八号様式)

(変更協議に係る提出書類)

- 第八条 法第十六条第三項において準用する法第十五条第一項の規定により宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事の計画の変更について協議をしようとする者又は法第三十五条第三項において準用する法第三十四条第一項の規定により特定盛土等に関する工事について協議をしようとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議申出書(第九号様式)に、第六条第一項に規定する書類のうち宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して知事に提出しなければならない。
- 2 法第十六条第三項において準用する法第十五条第一項又は法第三十五条第三項において準用する法第三十四条第一項の規定により土石の堆積に関する工事の計画の変更について協議をしようとする者は、土石の堆積に関する工事の変更協議申出書(第十号様式)に、第六条第二項に規定する書類のうち土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前二項に規定する協議が成立したときは、速やかにその旨を当該協議を行った 者に通知しなければならない。

(一部完了検査)

第九条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について法第十二条第一項の許可を受けた

者は、当該許可に係る工事(法第十八条第一項に規定する特定工程(以下この条において「特定工程」という。)を含む場合は、当該特定工程に係る工事について次条第三項に規定する中間検査合格証の交付を受けたものに限る。)の一部が完了した場合であって、次の各号のいずれにも該当するときは、当該工事に係る完了した部分の完了検査(以下「一部完了検査」という。)を申請することができる。

- 一 当該工事に係る土地の分割が可能で、かつ、その分割された土地をそれぞれ独立して 使用に供することができるとき。
- 二 分割によって他の土地の災害防止の支障とならないとき。
- 2 前項の規定による申請は、工事一部完了検査申請書(第十一号様式)及び当該完了部分 を明示した図面を知事に提出して行わなければならない。
- 3 知事は、一部完了検査の結果、当該工事に係る完了した部分が法第十三条第一項の規定 に適合していると認めた場合においては、その部分について、法第十七条第二項の検査済 証を交付しなければならない。
- 4 法第十六条第一項又は第二項の場合における前三項の規定の適用については、同条第一項の規定による許可又は同条第二項の規定による届出に係る変更後の内容を法第十二条 第一項の許可の内容とみなす。
- 5 前各項の規定は、特定盛土等に関する工事について法第三十条第一項の許可を受けた者について準用する。この場合において、第一項中「第十八条第一項」とあるのは「第三十七条第一項」と、第三項中「第十三条第一項」とあるのは「第三十一条第一項」と、「第十七条第二項」とあるのは「第三十六条第二項」と、前項中「第十六条第一項又は第二項」とあるのは「第三十五条第一項又は第二項」とあるのは「第三十五条第一項」と読み替えるものとする。

## (一部中間検査)

- 第十条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について法第十二条第一項の許可を受けた 者は、当該許可に係る工事のうち法第十八条第一項に規定する特定工程(以下この条において「特定工程」という。)に係る工事の一部が完了した場合であって、次の各号のいずれにも該当するときは、当該工事に係る完了した部分の中間検査(以下「一部中間検査」という。)を申請することができる。
  - 一 当該特定工程の工事に係る土地の分割が可能で、かつ、その分割された土地をそれぞ れ独立して使用に供することができるとき。
  - 二 分割によって他の土地の災害防止の支障とならないとき。

- 2 前項の規定による申請は、省令第四十六条の申請書及び当該特定工程に係る工事が完了 した部分を明示した図面を知事に提出して行わなければならない。
- 3 知事は、一部中間検査の結果、当該工事に係る完了した部分が法第十三条第一項の規定 に適合していると認めた場合においては、その部分について、法第十八条第二項の中間検 査合格証を交付しなければならない。
- 4 法第十六条第一項又は第二項の場合における前三項の規定の適用については、同条第一項の規定による許可又は同条第二項の規定による届出に係る変更後の内容を法第十二条 第一項の許可の内容とみなす。
- 5 前各項の規定は、特定盛土等に関する工事について法第三十条第一項の許可を受けた者について準用する。この場合において、第一項中「第十八条第一項」とあるのは「第三十七条第一項」と、第三項中「第十三条第一項」とあるのは「第三十一条第一項」と、「第十八条第二項」とあるのは「第三十七条第二項」と、前項中「第十六条第一項又は第二項」とあるのは「第三十五条第一項又は第二項」と、「第十二条第一項」とあるのは「第三十条第一項」と読み替えるものとする。

(定期報告書)

- 第十一条 省令第四十八条第一項及び第七十八条第一項の報告書は、宅地造成又は特定盛土 等に関する工事の定期報告書(第十二号様式)とする。
- 2 省令第四十八条第二項及び第七十八条第二項の報告書は、土石の堆積に関する工事の定期報告書(第十三号様式)とする。

(工事の届出書の添付書類)

- 第十二条 法第二十一条第一項の規定により政令第二十三条各号に掲げる規模の宅地造成 又は特定盛土等に関する工事について届け出ようとする者は、省令第五十二条第一項に規 定する届出書に、同条第二項に規定する図面及び書類並びに工事計画断面図を添付して知 事に提出しなければならない。
- 2 前項の規定は、法第四十条第一項の規定により政令第三十二条第一項の規模の特定盛土 等に関する工事について届け出ようとする者について準用する。この場合において、「第 五十二条第一項」とあるのは「第八十二条第一項」と、「同条第二項」とあるのは「同項 において準用する省令第五十二条第二項」と読み替えるものとする。
- 3 法第二十一条第一項の規定により政令第二十五条第二項各号に掲げる規模の土石の堆 積に関する工事について届け出ようとする者は、省令第五十二条第三項に規定する届出書 に、同条第四項に規定する図面及び書類並びに工事計画断面図を添付して知事に提出しな

ければならない。

- 4 前項の規定は、法第四十条第一項の規定により政令第三十二条第一項の規模の土石の堆積に関する工事について届け出ようとする者について準用する。この場合において、「第五十二条第三項」とあるのは「第八十二条第二項」と、「同条第四項」とあるのは「同項において準用する省令第五十二条第四項」と読み替えるものとする。
- 5 法第二十一条第三項の規定により届け出ようとする者は、省令第五十五条の届出書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。
  - 一 付近見取図
  - 二 除却する擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設その他の施設の位置及び名称を示す平面 図
- 6 前項の規定は、法第四十条第三項の規定により届け出ようとする者について準用する。 この場合において、「第五十五条」とあるのは、「第八十五条」と読み替えるものとする。 (届出工事の休止届出)
- 第十三条 法第二十一条第一項又は第四十条第一項の規定による届出をした者は、当該届出 に係る工事を一月以上休止し、若しくは休止した工事を再開し、又は工事を廃止しようと するときは、届出に係る工事休止(再開・廃止)届(第十四号様式)に、当該届出に係る 土地の断面図を添付して速やかに知事に届け出なければならない。

(立入検査員証の様式)

第十四条 法第二十四条第二項又は法第四十三条第二項において準用する法第七条第一項 に規定する身分を示す証明書は、第十五号様式によるものとする。

(許可証明書の交付の申請)

- 第十五条 省令第八十八条の規定により法第十二条第一項、第十六条第一項、第三十条第一項又は第三十五条第一項の規定に適合していることを証する書面の交付を求めようとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する許可証明書交付申請書(第十六号様式)に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。
  - 一 交付申請に係る土地の付近見取図
  - 二 交付申請に係る土地の現況平面図及び現況断面図(縮尺百分の一以上のもの)
  - 三 交付申請に係る土地の計画平面図及び計画断面図(縮尺百分の一以上のもの)
  - 四 その他知事が必要と認めるもの

(準用)

第十六条 第四条、第七条、第九条及び第十条の規定は、法第十五条第一項及び法第三十四

条第一項の規定による協議が成立した者について準用する。

- 2 第七条(第一号のうち工事主又は設計者の氏名若しくは名称又は住所を変更した場合及 び第二号のうち工事の完了予定年月日を変更した場合に限る。)の規定は、法第二十一条 第一項及び第四十条第一項の規定による届出をした者について準用する。
- 3 第七条(第一号のうち工事主又は設計者の氏名若しくは名称又は住所を変更した場合に限る。)及び第十三条の規定は、法第二十一条第三項及び第四十条第三項の規定による届出をした者について準用する。

(提出書類の経由及び提出部数)

- 第十七条 法、省令又はこの規則の規定により知事に提出する書類は、正本一部及び副本二部とする。ただし、当該書類に係る宅地造成等に関する工事を行う土地を管轄する市町村が奈良県事務処理の特例に関する条例(平成十二年三月奈良県条例第三十四号)別表第二の十六の項及び十七の項市町村の欄に掲げる市町村(以下「受理市町村」という。)である場合は、正本一部及び副本三部とする。
- 2 土木事務所長に対する都市計画法等に係る事務委任規則(昭和五十七年四月奈良県規則 第三号。以下「事務委任規則」という。)の規定により土木事務所の長に提出する書類は、 前項の規定にかかわらず、正本一部及び副本一部とする。ただし、当該書類に係る宅地造 成等に関する工事を行う土地を管轄する市町村が受理市町村である場合は、正本一部及び 副本二部とし、当該受理市町村を経由して提出しなければならない。

(届出等に関する特例)

- 第十八条 事務委任規則の規定により土木事務所の長に委任されている事項に係る第四条、 第六条から第十条まで、第十二条、第十三条及び第十五条の規定の適用については、「知 事」とあるのは「宅地造成等に関する工事を行う土地を管轄する土木事務所の長」とする。
- 第十九条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

- この規則は、公布の日から施行する。 附 則(昭和四三年規則第二号)
- この規則は、公布の日から施行する。 附 則(昭和五〇年規則第一六号)
- この規則は、公布の日から施行する。 附 則 (平成三年規則第二一号)

(施行期日)

1 この規則は、平成三年十月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際改正前の規則の規定により交付されている許可証、証明書等で現に 効力を有するものは、改正後の規則の規定により交付されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際改正前の規則の規定により現に提出されている申請書、届出書等は、 改正後の規則の規定により提出されたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際改正前の規則の規定による用紙で現に残存するものは、改正後の規則の規定にかかわらず、平成四年三月三十一日までの間なお使用することができる。

附 則(平成六年規則第三九号)

(施行期日)

1 この規則は、平成六年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の宅地造成等規制法施行細則(以下「改正前の規則」という。)の規定によりなされている申請、協議及び届出については、改正後の宅地造成等 規正法施行細則(以下「改正後の規則」という。)の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際、改正前の規則の規定により現に提出がなされ、その処理が完了していない申請等であって、改正後の規則第十六条第一項の規定により新たに土木事務所の長に委任される事務に係るものの処理については、なお従前の例による。

附 則(平成一一年規則第五号)

この規則は、平成十一年五月一日から施行する。

附 則(平成一二年規則第七○号)

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一八年規則第二一号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年九月三十日から施行する。

附 則(平成三〇年規則第三三号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則(令和三年規則第六四号)

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

附 則(令和五年規則第三号)

(施行期日)

1 この規則は、令和五年五月二十六日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際この規則による改正前の宅地造成等規制法施行細則第三号様式、第 三号様式の二、第三号様式の三、第六号様式、第七号様式、第九号様式、第十一号様式、 第十二号様式及び第十三号様式による用紙で現に残存するものは、改正後の旧宅地造成等 規制法施行細則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則(令和六年規則第三十二号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和七年五月七日から施行する。 (宅地造成及び特定盛土等規制法第七条に規定する身分を示す証明書及び知事の許可証 を定める規則の廃止)
- 2 宅地造成及び特定盛土等規制法第七条に規定する身分を示す証明書及び知事の許可証を定める規則(令和五年五月奈良県規則第四号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行の日前に宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和四年法律第五十五号)による改正前の宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第百九十一号)第八条第一項本文(改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の許可を受けた者に係るこの規則による改正前の旧宅地造成等規制法施行細則第三条から第五条まで、第十条から第十三条まで及び第十五条の規定の適用については、なお従前の例による。